

---

# 学校いじめ防止基本方針

---

— 子どもたちの安全安心な学校をめざして —

---

茅ヶ崎市立円蔵小学校

---

## I いじめに関する基本的な考え方

### 1 方針の策定

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された（第13条）。円蔵小学校でも「基本方針」を作成し、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止から対処に至る一連の取り組みと年間計画、取り組みを実施する「組織」等についても具体を示し、教職員の共通理解を図るための指針とする。また、このことをもってすべての教職員が一丸となっていじめの問題に取り組む契機としたい。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法》

※定義についての補足説明

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ち、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。
- 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 起こった場所は学校の内外を問わない。

### 3 いじめに対する基本的な姿勢

#### (1) いじめは絶対に許されない

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在している。また、いじめを行っている子どもが自分の行為をいじめと気づいていない場合もある。

私たち教職員は、いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうることであることを十分理解し、どのような理由があろうとも、決して許されない行為であることを基本に据え、学校・家庭・地域と連携を図りつつ一体となって対応する。その際、次のような視点をもつことが大切である。

- ・いじめは、いじめを受けた子の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる。
- ・いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こりうる。
- ・いじめは、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもたちの存在も忘れてはいけない。

## (2) 起きてしまったら

私たち教職員は、普段から教育活動全体を通して「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という土壌を作ることに心がけなければならない。しかし、いじめが起きてしまったら、起きた事例に対して指導・支援をするだけでなく、「いじめはどの子にも起こりうる」ことを念頭に、いじめ問題を通じて、その事例から子どもたちに何を学ばせたいのかを明確にして組織的な対応を行う。

## Ⅱ いじめ防止等に関する基本的な取り組み—学校及び教職員の責務等—

### 1 いじめの未然防止

#### (1) いじめ防止の取り組み

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての子どもが被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ子どもが入れ替わりながら次々に経験することがわかっている。また、「目につきにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組みむという姿勢では、手遅れになることが少なくない。

つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての子どもたちがいじめに巻き込まれる可能性があるものとしてすべての子どもたちを対象に事前に働きかけ、未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

また、未然防止の基本は、すべての子どもたちが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

学校教育目標のもとに学校づくりを進め、すべての子どもたちに集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に子どもが様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減るのである。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を子ども自らが作り出していくことができる。それが未然防止の第一歩であると捉える。

#### (2) 教師にもとめられるもの

- 全ての子どもたちが授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をめざすことは、学力向上はもとより、いじめをはじめとした児童指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- 家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道德観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むことが重要である。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている問題（学業・家庭環境・人間関係等）に起因するストレス等の要因に着目し、その改善を図ると共にストレスを適切に対処できる力を様々な場面で育む必要がある。
- 子どもたち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めると共に、青少年を取り巻く情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚を持ち、適切に行動する態度を身につけることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要がある。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、教育課程全体において友達や教職員との関わりを通して育てていく必要がある。
- 子どもたちの身の回りに起こるいじめを含めた様々な問題を、自分のこととしてとらえ、考え、議論することができるよう道德教育の充実を図る。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、子どもの心を傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりするきっかけにもなるので、教師自身が人権意識をしっかりともった言動をとることが不可欠である。

### (3) 主に児童に育むもの

- 子ども同士や大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが未然防止につながる。
- 「いじめはいけない」ことや、「なにがいじめなのか」ということについての指導を年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても指導を行う。
- いじめに結びつきやすいストレスを抱えている子どもへの対応については、ストレスを生まない学級づくりを進める、少しくらいのストレスがあってもまけない自信を生む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールするなどの指導をする。
- きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはない。すなわち、規律、学力、自己有用感が大切である。

## 2 いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、教職員は子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さ

ず、気づいた情報を確実に共有するなど適切な対応ができるように日頃から子どもたちの言動への注意をする。

- 情報を整理し、職員がいつでも共有できるようにしておく。また、学級日誌や個人ノートの活用など、今まで当たり前にあるいはい何気なく行っていたことを意識的に引き、積極的に活用する。
- 「学校生活アンケート」（各学期に1回実施）や学校生活全般にわたる「児童向け学校評価アンケート」調査等により、子どもたちの状況を把握する。また、アンケートで把握した事項については児童との面談を行い確認・指導・支援を行うとともに、必要に応じて学年や児童指導部への情報提供を行い、組織的な対応につなげる。

### 3 いじめへの早期対応

- 教職員がいじめを発見し、または、子ども本人や保護者からいじめられているとの相談を受けた場合には、速やかに学年・児童指導担当・管理職等に報告し、「いじめ対策委員会」につなげる。「いじめ対策委員会」はその状況に応じたチームを組み対応する。その際、特定の個人が情報等を抱え込むことがないように、常に組織全体で情報を共有し、きめ細かな対応をしていく。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた子を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子やいじめを知らせてきた子の安全を確保し、特に被害にあった子のケアを行う。また、いじめを行った子の指導を含め問題の解消まで、対応チームが責任を持つ。
- いじめを行った子に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然とした姿勢で指導すると共に、いじめの行為に至った背景を把握し、その子及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を送らせるための助言や支援を行う。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応をする。
- いじめを見ていた子がいる場合は、見ていた子に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であるという態度を行き渡らせる。
- いじめの状況等については、市教育委員会に連絡すると共に、事案に応じて他関係機関との連携を図る。

### 4 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解決している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることが必要である。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

- いじめを受けた子に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通

じて行われるものを含む) が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。  
また、事案によってはこの目安より長い期間を設定することもある。

② いじめを受けた子が心身の苦痛を感じていないこと

・ いじめを受けた子がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人やその保護者に対し、面談等により確認する。

5 配慮が必要な児童について

・ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害への特性への理解を深めるとともに、情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援を行う。

・ 外国につながる児童、性同一性障害等に係る児童、東日本大震災により被災した児童についても、その状況を教職員が理解し対応や心のケア等、必要な支援を行う。

6 家庭や地域との連携

・ 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むために学校での教育活動だけでなく、家庭にも協力を求め連携を図っていく。

・ いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子といじめを行った子双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決するよう努める。

・ いじめを行った子に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うと共に、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行っていく。

・ 地域の関係団体等と連携して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力して取り組む。

7 「いじめ防止委員会」および「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、早期発見や対処等を組織的に行うため、「いじめ防止委員会」および「いじめ対策委員会」を設置する。(資料1参照)

(1) 「いじめ防止委員会」について

①構成メンバー

・ 校長、教頭、児童指導部(児童指導担当、教育相談コーディネーター、各学年1名)等

\* 検討事項や内容に応じて構成員を柔軟に検討し、校長が任命する。

② 活動内容

・ 「学校いじめ防止基本方針」を検証し、必要に応じて修正する。

・ いじめ防止に関する学校としての取組を計画・推進する。

(2) 「いじめ対策委員会」について

①構成メンバー

・ 校長、教頭、学級担任、児童指導担当等

\*検討事項や内容に応じて構成員を柔軟に検討し、校長が任命する。

## ② 活動内容

- 具体的ないじめ事案の報告を受け、「調査チーム」、「対応チーム」の編成を行う。
- 事案への対応方針の決定、指導体制の編成等を行う。

\*「調査チーム」、「対応チーム」は事案の状況に応じた柔軟な編成とする。

## Ⅲ 重大事態への対処

### 1 重大事態の判断

- 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 重大事態の判断は、以下の考え方により判断する

#### ○いじめを受けていた子の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 長期欠席（年間30日を目安とする）をしている場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 自殺を企図した場合 等

### 2 重大事態発生の報告

子どもがいじめを受けて重大事態に陥った場合、市教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。

## Ⅳ その他

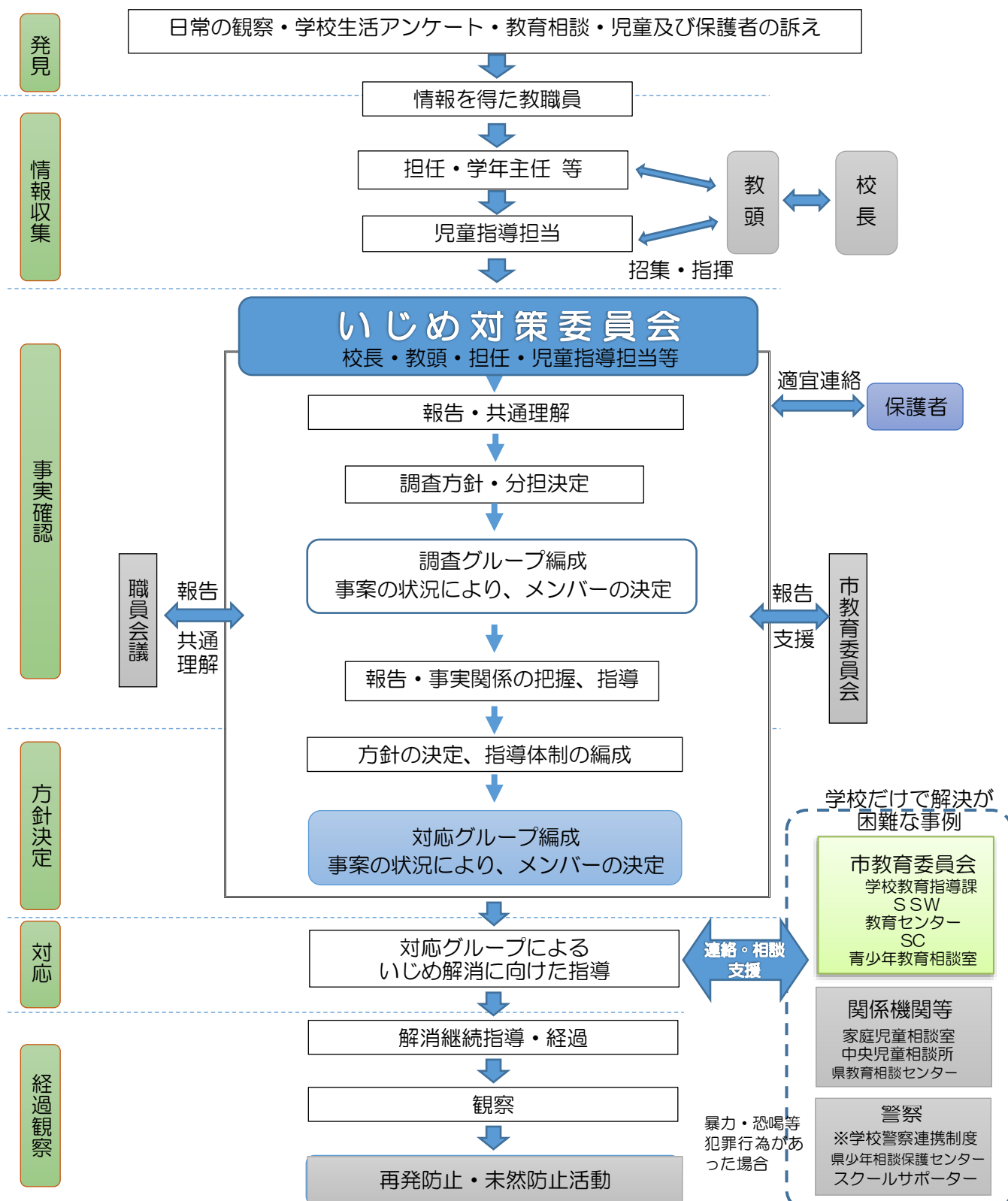
- いじめ防止の土台となる、安心安全な学校づくりについての取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、自校の取り組みを評価する。

附則 本方針は平成26年2月から施行する。

本方針は平成30年7月から施行する。

本方針は平成31年4月から施行する。

<資料1 組織的対応の流れ>



## いじめ防止委員会

校長、教頭、児童指導部（児童指導担当、教育相談コーディネーター、各学年1名）等

- ・「学校いじめ防止基本方針」を検証し、必要に応じて修正する。
- ・いじめ防止に関する学校としての取組を計画・推進する。